

鹿児島県各種体育大会等補助金事務処理要領

1 趣旨

この要領は、鹿児島県各種体育大会等補助金交付要綱（昭和63年3月31日教育長決裁。以下「要綱」という。）第11条の規定に基づき、鹿児島県教育委員会が行う鹿児島県各種体育大会等補助金（離島生徒指定大会遠征費助成事業）の交付に関し、必要な事項を定める。

2 離島地域、対象離島及び離島航路

対象となる離島地域、対象離島及び離島航路については、次のとおりとする。

離島地域	対象離島	離島航路
長島	獅子島	長島・獅子島航路
甑島	上甑島 下甑島	甑島航路
種子島	種子島	種子島・屋久島航路
屋久島	屋久島 口永良部島	
南西諸島	竹島 硫黄島 黒島	三島航路
	口之島 中之島 諏訪之瀬島 平島 悪石島 小宝島 宝島	十島航路
奄美群島	加計呂麻島 請島 与路島	瀬戸内航路
	奄美大島 喜界島 徳之島 沖永良部島 与論島	奄美航路

3 対象者

(1) 中学生

学校教育法第2条の規定により離島地域に設置された中学校、義務教育学校の後期課程、特別支援学校の中学部に在籍する生徒をいう。

また、補助の対象となる大会等の要項等に定める申込書等に記載された全ての生徒とする。

(2) 高校生

学校教育法第2条の規定により離島地域に設置された高等学校, 特別支援学校の高等部に在籍する生徒をいう。

また, 補助の対象となる大会等の要項等に定める申込書等に記載された全ての生徒とする。

4 補助事業者等

補助事業者等は次のとおりとする。

区 分	補助事業者等
中学校運動部及び地域スポーツクラブ	鹿児島県中学校体育連盟 (以下「中体連」という。)
高等学校運動部	鹿児島県高等学校体育連盟 (以下「高体連」という。)
中学校文化部及び地域文化クラブ	対象離島に所在する中学校及び特別支援学校の中学部の校長
高等学校文化部	鹿児島県高等学校文化連盟 (以下「高文連」という。)

5 補助の対象となる大会等

要綱第2条に定める県が指定する大会等については, 次のとおりとする。

ただし, 次に定めのない大会等で, 特に教育委員会が必要があると認める場合, 別途指定することができる。

(1) 中学校運動部及び地域スポーツクラブ

大 会 等
鹿児島県中学校総合体育大会

(2) 高等学校運動部

大 会 等
鹿児島県高等学校総合体育大会
鹿児島県高等学校新人大会
全国高等学校野球選手権鹿児島県大会
九州地区高等学校野球大会鹿児島県予選

(3) 中学校文化部及び地域文化クラブ

部 門	大 会 等
吹 奏 楽	鹿児島県中学校音楽コンクール「夏の祭典」(吹奏楽)
	鹿児島県吹奏楽コンクール
	鹿児島県マーチングコンテスト
	鹿児島県ソロ・アンサンブルコンテスト
合 唱	鹿児島県中学校音楽コンクール「夏の祭典」(合唱)
	九州合唱コンクール鹿児島県予選
	NHK学校音楽コンクール

部 門	大 会 等
ロボコン部	創造アイデアロボットコンテスト
ものづくり部	鹿児島県中学生ものづくり競技大会

(4) 高等学校文化部

部 門	大 会 等
合 唱	九州合唱コンクール鹿児島県予選
	NHK全国学校音楽コンクール鹿児島県大会
	鹿児島県高等学校音楽祭（合唱）
吹 奏 楽	鹿児島県吹奏楽コンクール
	鹿児島県マーチングコンテスト
	鹿児島県ソロ・アンサンブルコンテスト
	鹿児島県高等学校音楽祭（吹奏楽）
軽 音 楽	鹿児島県高等学校文化連盟軽音楽新人コンテスト
美術・工芸	鹿児島県高校美術展
書 道	鹿児島県高等学校書道展
	鹿児島県高等学校揮毫大会
演 劇	鹿児島県高等学校演劇祭
	鹿児島県高等学校演劇夏季県大会
	鹿児島県高等学校演劇冬季県大会
放 送	NHK杯全国高校放送コンテスト鹿児島県予選大会
	九州高校放送コンテスト鹿児島県予選大会
写 真	鹿児島県高等学校写真展
工業クラブ	高校生ものづくりコンテスト鹿児島県大会
	マイコンカーラリー鹿児島県大会
	九州地区高校生溶接技術競技会鹿児島県大会予選
	鹿児島県高等学校ロボット競技大会
国際交流	全国高校生英語弁論大会鹿児島県代表選考会
囲 碁	全国高校囲碁選手権鹿児島県大会
	鹿児島県高等学校文化連盟囲碁大会
自然科学	鹿児島県高等学校生徒理科研究発表大会
茶 道	鹿児島県高等学校文化連盟高校茶道発表会
文 芸	鹿児島県高等学校総合文化祭文芸専門部鹿児島県大会
商業クラブ	鹿児島県高等学校生徒商業研究発表大会
	鹿児島県高等学校ワープロ競技大会
	鹿児島県高等学校珠算・電卓競技大会
	鹿児島県高等学校簿記コンクール

部 門	大 会 等
商業クラブ	鹿児島県高等学校情報処理競技大会
	全国商業高等学校英語スピーチコンテスト鹿児島県予選大会
郷土芸能	鹿児島県高等学校音楽祭（郷土芸能）
	鹿児島県高等学校文化連盟郷土芸能専門部発表大会
百人一首	春季鹿児島県高等学校小倉百人一首かるた選手権大会
	全国高等学校小倉百人一首かるた選手権大会鹿児島県予選
将 棋	鹿児島県高等学校将棋選手権大会
	鹿児島県高等学校将棋新人大会
弁 論	鹿児島県高等学校文化連盟弁論大会
新 聞	学校新聞コンクール
そ の 他	鹿児島県高等学校英語スキット・弁論大会
	鹿児島県中学校・高等学校英語ディベートコンテスト
	鹿児島県高校生ビブリオバトル大会
	鹿児島県高校生英語パーラメンタリーディベート大会（PDACup）

6 補助対象経費及び補助金の額

要綱第2条に定める補助対象経費及び補助金の額については、次のとおりとする。

(1) 県が指定する大会等の参加に要する航路運賃の費用の一部

ア 離島航路における離島生徒が大会等の参加に要する旅客の航路運賃は、当該年度の4月1日において対象離島毎の通常の経路及び方法による最も経済的な旅客運賃とし、一回当たりの参加に要する助成額は当該旅客運賃に係る4割相当額とする。

ただし、算出された額に10円未満の端数が生じたときは、当該端数は切り上げるものとする。

イ 離島航路における離島生徒が大会等（中学校文化部及び地域文化クラブ、高等学校文化部）の参加に要する楽器等輸送費は、当該年度の4月1日において対象離島毎の6m～7mの車輛航送運賃の4割相当額を上限として、助成する。ただし、楽器等輸送費が6m～7mの車輛航送運賃を下回る場合は、実費額の4割相当額を助成する。

また、算出された額に10円未満の端数が生じたときは、当該端数は切り上げるものとする。

ウ ア、イに定める旅客運賃及び車輛航送運賃は、航路事業者が定める割引制度を利用した旅客運賃とする。

エ 離島生徒が大会等に参加するため離島航路以外の交通手段を利用した場合、離島航路を利用したものとして助成を行う。

オ ロ永良部島、加計呂麻島及び与路島から出港し、屋久島及び奄美大島を経由して大会に参加する場合、アに定める助成額に係る旅客運賃は、利用する全ての離島航路に係る旅客運賃の合計額とする。

カ 大会等の参加に要する経費の助成については、大会等毎に一往復とし、競技毎（文化部及び地域文化クラブについては部門毎）に中学生は1人当たり年度間一回、高校生は1人当たり年度間二回を上限とする。

キ 上記ア～カの規定に基づき算出した対象離島毎の一回当たりの参加に要する助成額は、別表1、2のとおりとする。

(2) その他事業に必要な経費

その他事業に必要な経費は、対象離島に所在する中学校及び高等学校が指定した口座に中体連、高体連及び高文連が助成額を振込む場合の手数料とし、当該手数料は全額補助する。

(3) 補助金額

補助金の額は、別表に定める一回当たりの参加に要する助成額に補助事業者が支給した離島生徒の延べ人数を乗じて得た額及びその他事業に必要な経費の額を合計した額とする。

7 補助金の交付申請

補助金等交付申請書には、要綱第3条第2項に規定する事業計画書（別記第2号様式）及び収支予算書（別記第3号様式）に加え、次の書類を添付すること。

(1) 中学校運動部及び地域スポーツクラブ

離島生徒指定大会遠征費助成事業（中学校運動部及び地域スポーツクラブ）支給予定表（様式1）

(2) 高等学校運動部

離島生徒指定大会遠征費助成事業（高等学校運動部）支給予定表（様式2）

(3) 中学校文化部及び地域文化クラブ

離島生徒指定大会遠征費助成事業（中学校文化部及び地域文化クラブ）支給予定表（様式3）

(4) 高等学校文化部

離島生徒指定大会遠征費助成事業（高等学校文化部）支給予定表（様式4）

8 実績報告

補助事業等実績報告書は、要綱第8条第2項に規定する事業実績書（別記第2号様式）及び収支精算書（別記第10号様式）に加え、次の書類を添付すること。

(1) 中学校運動部及び地域スポーツクラブ

ア 離島生徒指定大会遠征費助成事業（中学校運動部及び地域スポーツクラブ）支給実績表（様式5）

イ 指定口座への振込手数料を確認できる書類（預金通帳の写し又は振込一覧表）

(2) 高等学校運動部

ア 離島生徒指定大会遠征費助成事業（高等学校運動部）支給実績表（様式6）

イ 指定口座への振込手数料を確認できる書類（預金通帳の写し又は振込一覧表）

(3) 中学校文化部及び地域文化クラブ

離島生徒指定大会遠征費助成事業（中学校文化部及び地域文化クラブ）支給実績表(様式3)

(4) 高等学校文化部

ア 離島生徒指定大会遠征費助成事業（高等学校文化部）支給実績表（様式4）

イ 指定口座への振込手数料を確認できる書類（預金通帳の写し又は振込一覧表）

9 雑則

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成29年4月3日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

別表1 (6(1)キ関係)

旅客運賃

対象離島	一回当たりの参加に要する助成額	
	高等学校運動部, 高等学校文化部	中学校運動部及び地域スポーツクラブ 中学校文化部及び地域文化クラブ
獅子島		170円
上甕島		1,580円
下甕島		1,580円
種子島	5,080円	5,080円
屋久島	5,800円	5,800円
口永良部島		6,560円
竹島		1,740円
硫黄島		1,740円
黒島		1,740円
口之島		2,720円
中之島		2,980円
諏訪之瀬島		3,390円
平島		3,660円
悪石島		3,940円
小宝島		4,420円
宝島		4,590円
奄美大島		5,030円
加計呂麻島		5,250円
与路島		5,820円
喜界島	5,030円	5,030円
徳之島	6,520円	6,520円
沖永良部島	6,820円	6,820円
与論島	7,530円	7,530円

※上記に記載のないもの（県大会が離島で開催される場合等）に関しては、別途協議する。

別表2 (6(1)キ関係)

車輛航送運賃 (4割)

対象離島	一回当たりの参加に要する助成額		
	高等学校文化部	中学校文化部及び地域文化クラブ	
獅子島		1,680円	
上甕島		13,840円	
下甕島		13,840円	
種子島	25,720円	25,720円	
屋久島	35,880円	35,880円	
口永良部島		41,210円	
竹島		25,110円	
硫黄島		25,110円	
黒島		25,110円	
口之島		31,660円	
中之島		31,660円	
諏訪之瀬島		41,750円	
平島		41,750円	
悪石島		41,750円	
小宝島		51,020円	
宝島		51,020円	
奄美大島		77,530円	77,530円
加計呂麻島			83,910円
与路島	※別途協議		
喜界島	77,530円	77,530円	
徳之島	95,940円	95,940円	
沖永良部島	104,290円	104,290円	
与論島	110,940円	110,940円	

※上記に記載のないもの（県大会が離島で開催される場合等）に関しては、別途協議する。

※奄美大島（古仁屋）～与路島への自動車運送はしておらず、助成する場合は別途協議する。